

## 「代議員及び予備代議員の選出等に関する規程」の一部改正について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会  
企画委員会

### 1. 改正の経緯

- 代議員の選出に際し、一部の選挙区で代議員の選挙区定数を満たすのが難しい選挙区があることから、選挙区選出の代議員が定数を満たさなかった場合、欠員扱いとできるかについてリーガル面の確認を行った結果、欠員が生じて定められた手続きにより補充しなくてもよい旨規定化されていれば問題ないとの見解を得たことから、欠員が生じて補充選任を行わないことができる規定の追加等を柱とした規程案の改正を行う。
- その他、文言等の軽微な修正を行います。

### 2. 主な改正のポイント

- (1) 第10条第1項において、代議員選挙の結果、代議員総数（代議員数は毎改選時変動）の9割が充足されていれば、次期の代議員選挙まで代議員を補充しないことができる旨を規定化。  
但し、事前に選挙区で予備代議員を選出している場合、或いは選挙区委員又は本会選挙管理委員会が補充選出の実施を決定する場合等を除く。
- (2) 第10条第2項において、第10条第1項に限らず、各選挙区の中で代議員が1名以上確保できていない選挙区がある場合には、当該選挙区を対象に補充選出を行う旨規定。
- (3) 現行規程第10条～第12条については、改正後はそれぞれ第11条～第13条に条数を繰り下げ。
- (4) 旧規程第11条を改正し、新第12条として、代議員選出結果を「代議員選出年に開催される総会に報告した後、」本会ウェブページへの掲載を通じて会員に対して公表しなければならぬと規定（「」の箇所を条文加筆）。なお、代議員の選出結果については、新法人移行以前から、実務的にウェブページへの掲載の前に総会に報告を行っていることから、これを踏まえての修正。
- (5) 代議員の選出を行う旨の公示は、現行の第3条が選挙実施年の2月と定めているのに対して、実務的に都道府県で代議員の選出手続きが行われるのが4～5月の期間であることを踏まえ4月の公示に修正。

以上